

市外へ引っ越すときの手続き

チェック	必要な手続き	手続きのしかた・手続きが必要な方	持参するもの	担当窓口
	住民票の転出届	お住いの区役所へ届け出てください。 なお、転出証明書を交付しますので、引っ越してから14日以内に引っ越し先の市町村に転入届と一緒に届出してください。 ※個人番号カード又は住基カードをお持ちの方は転出証明書が交付されません。引っ越し先の市区町村の窓口でカードを提示して、転入届とカードの継続利用手続きを行ってください。	届出人の本人確認書類(運転免許証・健康保険証など) マイナンバーカード・住基カードをお持ちの方はカードとその暗証番号	戸籍住民課 1階⑥⑦番窓口

※以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は忘れずに手続きしましょう。

	印鑑登録証の返還	印鑑登録証の交付を受けていた方は、返還してください。なお、市区町村ごとの事務なので、札幌市での登録は自動的に廃止されます。		戸籍住民課 1階⑥⑦番窓口
	小・中学校の転校	在学証明書等(今までの学校で発行)を引っ越し先の市町村へ提出してください。	在学証明書 教科書給与証明書	
	在外選挙人名簿の登録申請	出国時申請 転出届出後から国外へ転出する日までの間に選挙管理委員会にて手続きをしてください。 在外公館申請 国外でお住いになる地域を管轄する在外公館(大使館、総領事館など)にて手続きが必要となりますので、詳しくは、選挙管理委員会事務局もしくは在外公館までお問い合わせください。	パスポート、運転免許証等本人確認ができる書類	選挙管理委員会 3階
	国民健康保険の脱退	保険証の返還と保険料の清算手続きをしてください。引っ越し先の市町村で新規加入手続きをしてください。	国民健康保険証	
	後期高齢医療の脱退	道内に転出される方は、新しい住所の保険証が自動的に送付されます。道外に転出される方は「負担区分証明書」を交付いたしますので、保険証を返還し、引っ越し先の市町村で新規加入の手続きをしてください。	後期高齢者医療保険証	保険年金課 2階②番窓口
	介護保険の資格喪失	保険証を返還してください。 要介護認定を受けている方(申請中も含む)は受給資格証明書を交付します。	介護保険証	
	国民年金の住所変更(加入されている方)	被保険者の方と任意加入者の方は、住民票の変更届出により自動的に住所変更されますので手続きは不要です。ただし、住民票の住所と違う場所にお住まいの方等は、「被保険者住所変更届」の提出が必要な場合があります。また海外へ転出される方はご相談ください。		保険年金課 2階③番窓口
	国民年金の住所変更(受給されている方)	年金を受給されている方は、住民票の変更届出により自動的に住所変更されますので手続きは不要です。ただし、住民票の住所と違う場所にお住まいの方等は、「年金受給権者住所変更届」の提出が必要な場合があります。共済年金受給者の方については、それぞれの共済組合へお問い合わせください。		
	児童手当の消滅	受給事由消滅届を提出してください。引っ越し先の市町村で新たに申請が必要になります。		
	児童扶養手当・特別児童扶養手当の住所変更	手当を受給されている方は、窓口へお申し出ください。	手当証書	
	災害遺児手当の消滅	手当を受給されている方は、窓口へお申し出ください。	印鑑	
	子ども医療費助成の喪失	受給者証を返還してください。引っ越し先で申請する際に必要となる書類のご案内をします。	受給者証	保健福祉課 1階③番窓口
	ひとり親家庭等医療費助成の喪失	受給者証を返還してください。引っ越し先で申請する際に必要となる書類のご案内をします。	受給者証	
	特別奨学金の廃止	世帯全員が市外へ転出する場合は奨学金が廃止になります。窓口へお申し出ください。		
	外国人高齢者・障がい者福祉手当の喪失	手当を受給されている方は、窓口へお申し出ください。		

チェック	必要な手続き	手続きのしかた・手続きが必要な方	持参するもの	担当窓口
	重度心身障がい者医療費助成の喪失	受給者証を返還してください。引っ越し先で申請する際に必要となる書類のご案内をします。	受給者証	保健福祉課 1階③番窓口
	心身障害者扶養共済制度の住所変更	引っ越し先の市町村で手続きしてください。		
	敬老優待乗車証(敬老バス)の返還	敬老ICカードを返還してください。	敬老ICカード 預金通帳(本人名義)印鑑	保健福祉課 1階②番窓口
	障がい者交通費助成の福祉乗車証・福祉タクシー利用券・福祉自動車燃料助成券の返還	福祉乗車証・福祉タクシー利用券・福祉自動車燃料助成券を返還してください。	各種助成券	
	介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証の返還	介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証を返還してください。	介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証	
	身体障害者手帳の住所変更	引っ越し先の市町村で手続きしてください。	身体障害者手帳	
	療育手帳の住所変更	引っ越し先の市町村で手続きしてください。	療育手帳ほか。引っ越し先の市町村にお問い合わせください。	
	特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当の住所変更	引っ越し先の市町村で手続きしてください。	印鑑・身体障害者手帳か療育手帳・本人の振込先口座番号の預金通帳	
	精神障害者保健福祉手帳の住所変更	引っ越し先の市町村で手続きしてください。	精神障害者保健福祉手帳ほか。引っ越し先の市町村にお問い合わせください。	
	自立支援医療受給者証の申請	引っ越し先の市町村で手続きしてください。	引っ越し先の市町村にお問い合わせください。	
	特定医療費(指定難病)受給者証の申請手続き	受給者証の返納届の手続きをしてください。	特定医療費(指定難病)受給者証	
	特定疾患医療受給者証・ウイルス性肝炎の受給者証の住所変更手続き	道内へ：引っ越し先の保健所で住所変更手続きをしてください。 道外へ：受給者証の返納届の手続きをしてください。	道内へ引っ越し時：特定疾患医療受給者証・ウイルス性肝炎の受給者証・転入先住所の住民票 道外へ引っ越し時：特定疾患医療受給者証・ウイルス性肝炎の受給者証	健康・子ども課 (保健センター2階)
	小児慢性特定疾病医療受給者証の返納	保健センターで手続きをしてください。 ※市外での手続き方法は、引っ越し先の保健所にお問い合わせください。	小児慢性特定疾病医療受給者証	
	妊婦一般健康診査受診票の交付	引っ越し先の市町村で手続きしてください。	母子手帳、札幌市で交付された妊婦一般健康診査受診票	
	飼い犬の登録変更	引っ越し先の市町村で手続きをしてください。	犬の鑑札	
	固定資産税納税義務者の住所変更	札幌市内に固定資産を所有している方は、資産の所在する区を担当する市税事務所へ手続きをしてください。(不動産登記の住所変更については、「その他の手続き」をご参照ください。)		西部市税事務所 西区夢似3条1丁目 コトニ3・1ビル2階 固定資産税課 土地 TEL618-3917 家屋 TEL618-3918 市民税課 TEL618-3914
	納税管理人の申請	納税義務者である方が市外へ転出される場合は、窓口でご相談ください。	納税義務者及び納税管理人の印鑑	
	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車の廃車	中央市税事務所軽自動車税で廃車証明書を発行しますので、引っ越し先の市町村で新規登録の手続きをしてください。(125ccを超えるバイク・軽自動車・普通自動車は「その他の手続き」をご参照ください。)	運転免許証 印鑑 譲渡交付証明書 ナンバープレート	中央市税事務所 中央区北2条東4丁目 オホ7offaトリ 2条館4階 軽自動車税担当 TEL211-3076
	バイクと軽自動車の税金の住所変更	バイク・軽自動車については、引っ越し先の市町村へ電話でお問い合わせください。普通自動車については、引っ越し先の都道府県へ電話でお問い合わせください。		